（別紙）

○ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日

障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）【新旧対照表】

（変更点は下線部）

|  |  |
| --- | --- |
| 改 正 後 | 現 行 |
| 障企発第０３２８００２号障障発第０３２８００２号 平 成 １ ９ 年 ３ 月 ２ ８ 日 一 部 改 正 障 企 発 ０ ９ ２ ８ 第 ２ 号障 障 発 ０ ９ ２ ８ 第 ２ 号平 成 ２ ３ 年 ９ 月 ２ ８ 日 一 部 改 正 障 企 発 ０ ３ ３ ０ 第４ 号障障発 ０３３０ 第 １１ 号平 成 ２ ４ 年 ３ 月 ３ ０ 日 一 部 改 正 障 企 発 ０ ３ ２ ９ 第 ５ 号障 障 発 ０ ３ ２ ９ 第 ９ 号平 成 ２ ５ 年 ３ 月 ２ ９ 日 一 部 改 正 障 企 発 ０ ３ ３ １ 第 ２ 号障 障 発 ０ ３ ３ １ 第 ２ 号平 成 ２ ６ 年 ３ 月 ３ １ 日 一 部 改 正 障 企 発 ０ ３ ３ １ 第 １ 号障 障 発 ０ ３ ３ １ 第 ５ 号平 成 ２ ７ 年 ３ 月 ３ １ 日 一 部 改 正 | 障企発第０３２８００２号障障発第０３２８００２号 平 成 １ ９ 年 ３ 月 ２ ８ 日 一 部 改 正 障 企 発 ０ ９ ２ ８ 第 ２ 号障 障 発 ０ ９ ２ ８ 第 ２ 号平 成 ２ ３ 年 ９ 月 ２ ８ 日 一 部 改 正 障 企 発 ０ ３ ３ ０ 第 ４ 号障障発 ０３３０ 第 １１ 号平 成 ２ ４ 年 ３ 月 ３ ０ 日 一 部 改 正 障 企 発 ０ ３ ２ ９ 第 ５ 号障 障 発 ０ ３ ２ ９ 第 ９ 号平 成 ２ ５ 年 ３ 月 ２ ９ 日 一 部 改 正 障 企 発 ０ ３ ３ １ 第 ２ 号障 障 発 ０ ３ ３ １ 第 ２ 号平 成 ２ ６ 年 ３ 月 ３ １ 日 一 部 改 正 |

|  |  |
| --- | --- |
| 各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 長障害福祉課長障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について　障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という)に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第７ 条の他の法令による給付 又は事業との調整規定に基づき、介護保険法（平成 ９年法律第123号）の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19条第１項に規定する介護給付費等 をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。 本通知の施行に伴い、平成12年３月24日障企第16号・障障第８号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障 害者施策との適用関係等について」は廃止する。なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。 | 各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 長障害福祉課長障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について　障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という)に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第７条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による保険給付が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19条第１項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。本通知の施行に伴い、平成12年３月24日障企第16号・障障第８号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。 |

。

|  |  |
| --- | --- |
| １．自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について（１）（略）（２）介護給付費等と介護保険制度との適用関係 介護保険の被保険者である 65 歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40 歳以上 65 歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。 また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。 その際、自立支援給付については、法第７条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付 又は地域支援事業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う 際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保 険給付 又は地域支援事業を受け、利用することが可能か否か等について 介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者 等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。① 優先される介護保険サービス 自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第２条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる 場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。② 介護保険サービス優先の捉え方ア　サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。 しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心 身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。 | １．自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について（１）（略）（２）介護給付費等と介護保険制度との適用関係 介護保険の被保険者である 65 歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40 歳以上 65 歳未満の者の場合は、その要介護状態又 は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。 その際、自立支援給付については、法第７条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事 業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護 保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サー ビスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居 宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で、把握し、適切に支給決定すること。①優先される介護保険サービス 自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第２条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。② 介護保険サービス優先の捉え方ア　サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様の サービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要 とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これ により必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断すること は困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。 |
| こととする。 したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用 に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、 申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介 護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害 者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。③ 具体的な運用②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービス により必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的に は介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サー ビスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない 又 は地域支援事業を利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町 村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する 介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービ ス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上にお いて介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。イ（略） ウ（略）（３）（略） ２．その他（１） 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介 護認定等を申請していない場合等は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。（２）（略） | 　したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用 に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、 申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介 護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害 者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。③ 具体的な運用②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービス により必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的に は介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サー ビスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場 合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町 村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する 介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限 度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サー ビスのみによって確保することができないものと認められる場合。イ（略） ウ（略）（３）（略） ２．その他（１） 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介 護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。（２）（略） |